

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

東和病院 通所リハビリテーション事業所運営規程

第1条(事業の目的)

東和病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ② 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ **介護保険法及び関係法令を遵守する。**

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 東和病院 通所リハビリテーション
所在地 大阪市東住吉区田辺 4 丁目 13 番 15 号
電話 06-6621-2211

第4条(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - ・医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)
 - ・理学療法士、作業療法士 3名(常勤専従、ともに1単位と2単位を兼務)
 - ・看護職員 1名(常勤兼務1名、ともに1単位と2単位を兼務)
 - ・介護職員 4名(常勤専従 4名)
 - ・ドライバー 3名(うち初任者研修資格保持者 2名)
 - ・食事準備員 1名(初任者研修資格保持)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前8時から午後12時半まで
2単位目 午後13時半から午後17時まで

第6条(通所リハビリテーションの利用定員)

指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ①1単位目 30名
- ②2単位目 30名

第7条(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

① 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ・機能訓練
- ・入浴(一般浴)
- ・食事の提供
- ・健康チェック
- ・送迎

②食費は、600円(ミキサー食は 650 円)を徴収する。

③おやつ代は、100円を徴収する。ただし、飲み物のみ場合は50円を徴収する。

④おむつ代は、200円、リハビリパンツ代は 100 円、パット代は 50 円を徴収する。

⑤日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

⑥前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条(通常の実業の実施地域)

通常の実業の実施地域は、大阪市の区域とする。

第9条(サービスの利用に当たっての留意事項)

①従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

② 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ・気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ・共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ・時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第10条(緊急時対応)

利用者の急変時は

- ① 医師へ連絡
 - ② 必要な医療処置
 - ③ 家族へ連絡
- を行う。

第11条(非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第12条(事故対応)

事故発生時は

- ①速やかに家族連絡
 - ②市町村報告
 - ③再発防止策
- を実施する。

第 13 条(苦情処理)

苦情受付窓口を設置し迅速に対応する。

第 14 条(虐待防止)

虐待防止委員会を設置し以下を実施する

- ①職員研修
- ②相談体制
- ③再発防止

第 15 条(身体拘束)

原則禁止

- ①やむを得ない場合
- ②切迫性
- ③非代替性
- ④一時性

を満たす場合のみ。

第 16 条(感染症対策)

感染対策委員会を設置し

- ①感染予防
- ②研修
- ③発生時対応

を行う。

第 17 条(業務継続計画)

感染症・災害発生時の BCP を策定する。

第 18 条(個人情報)

個人情報保護法に基づき適切に管理する。

第 19 条(その他運営についての留意事項)

①事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内
- ・継続研修 年1～2回

②従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

③従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

④この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東和病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、2017 年1月1日から施行する。

2021 年 4 月 1 日変更